

令和7年度 奨学生募集要項（予約）

奨学金を希望する生徒へ



当財団では、令和7年度に高等学校、専修学校高等課程へ進学する中学校3年生を対象に予約採用を行います。予約採用にあたっては、家計、学力、人物及び健康について総合的に判断して決定します。

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、専修学校高等課程(以下「高等学校等」といいます。)に進学後、「高校育英奨学金」又は「修学支援奨学金」を希望する人に対して進学前に予約奨学生(奨学生採用候補者)の募集をおこないます。

※ 奨学生採用候補者となった後、沖縄工業高等専門学校等(高専)の進学が決まった場合、対象外になり本採用とはなりません。別途応募枠がありますので、希望者はそちらに再度申し込んで下さい。

【 申込資格等 】

父又は母が沖縄県内に住所があり、中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。)の第3学年に在学し、令和7年4月に高等学校等へ進学を希望する人で、人物、学業ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難な人です。

申込資格	父母要件	沖縄県内に住所を要していること
	進学希望校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部 専修学校高等課程(標準修業年限が2年以上) ※高等専門学校(高専)は対象外
	学年	中学校3年生
採用基準	学力	中学校の成績平均値が3.0以上 ※成績平均値が2.7~2.9の生徒であっても、条件によって申込できる場合があります。担当の先生にご相談ください。
	家計	本人の属する世帯内で、家計支持者のそれぞれの収入額から所得を算出し、その合計金額から規定で定められた控除額を差し引いた金額が、当財団の定める収入基準額を下回ること。 ※収入のめやすについては、P.3の収入のめやすをご覧ください。
	人物	勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること

(注1) 専修学校は、標準修業年限が2年以上の高等課程のみが奨学金取扱対象となります。(進学先学校に問い合わせてください。)

(注2) 外国籍の人は、学校に相談してください。

(注3) 学力・家計基準に当てはまらない場合でも申し込むことができる場合があります。詳しい内容は学校に相談してください。

(注4) 奨学金に応募するには、「**連帯保証人**」が必要です。連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は、成年者のきょうだい又は未成年者後見人等(家庭裁判所で認定された者)です。

奨学生に採用されると親権者の同意が必要です。また、「**保証人**」も必要となります。

保証人は、本人かつ連帯保証人とは別生計を立てている父母以外（離婚後の実父母も不可）の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下（※）の有職者になります。

※3年制の高校に通う場合・・・昭和37年4月1日以降生まれの者

(注5) 地方公共団体又は民間育英団体等からすでに奨学金を借りている者は奨学生としての資格がないので注意してください。

他の団体に申し込むことはできますが、採用が決定した場合は、どちらか一方を辞退しなければなりません。

【 借りられる金額・期間 】

(1) 奨学金の種類・貸与額

奨学金の種類	区分	高等学校等	
		公立	私立
高校育英奨学金	自宅通学	月額 18,000円	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 23,000円	月額 35,000円
修学支援奨学金	標準修業年限を通じて1回のみ	220,000円	

※1 財団が貸し出す奨学金は、無利息です。

※2 修学支援奨学金は、学校生活で生じる下記の費用への使途として活用できます。

入学準備費（端末購入費）、資格取得費、部活費、修学旅行費及び大学受験準備費 等

※3 高校育英奨学金と修学支援奨学金の併用は可能です（いずれかのみ選択も可能です）。

※4 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体等からの奨学金若しくは修学資金（母子及び寡婦福祉法による修学資金、高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助金による修学資金）との併給はできません。

(2) 期間

高校育英奨学金の貸与期間は、令和7年4月から在学する学校の標準修業年限の終わる月までです。

修学支援奨学金は、標準修業年限を通じて1回のみ貸与します。

※ 標準修業年限とは、学校の教育課程において定められる標準的な教育の期間です。

例：高等学校の普通科では、3年間など。

【 申込から決定まで 】

高等学校等予約の選考を行い、奨学生採用候補者を決定します。申込者が多い場合、申込みの条件を満たしていても採用候補者とならないことがあります。

高等学校等へ進学後も奨学生の募集がありますから、希望を失わずに申込みをしてください。

※奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。学校とよく相談のうえで申込み手続きをしてください。

収入のめやす

(単位：万円)

	給与所得の世帯	給与所得以外の世帯
4人世帯	737	293
5人世帯	777	321

※給与世帯は収入金額（税込）、給与以外の世帯は収入金額から必要経費を差し引いた金額を表示しています。

※この金額以上の所得がある場合でも、家庭の事情によっては特別控除ができます。

※その他、奨学生予約願書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば、学校に相談して下さい。

【 申込の方法 】

1 申込書類

(1) 令和7年度高校育英貸与奨学生予約願書

(2) 令和6年度市町村県民税所得課税証明書

★ 所得及び所得控除の内訳並びに課税に係る全項目が記載されているもの

★ 提出者：申込生徒と同一生計の家計支持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者。専業主婦や無職者も含む）。

例1.父母が共にいる場合は、父母両方。

例2.父母のいずれか一方しかいない場合は、父又は母。

例3.父母いずれもいない場合は、父母に代わって家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)。

例4.父母の収入が少なく、その他の者が家計を支えている場合は、父母と家計を支えている者それぞれ。

※ 恩給、遺族年金、障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類の写しも追加提出してください。

下記の区分にあたる者は、令和6年度市町村県民税所得課税証明書と該当する証明書の両方を提出してください。

※ 各証明書は、原則発行者の押印が必要です。

区 分	証 明 書	発 行 所	
令和5年以降に 就職、転職した者	給与所得者以外 (自営業等)	申告内容確認表又は確定申告書(控)の写し 源泉徴収票 年収見込証明書 月収証明書 } いずれか一つ ※給与明細書は不可	税 務 署
	給与所得者 (会社員等)		現 在 の 勤 務 先
令和5年以降に 失業、退職した者	雇用保険受給資格者証の写し、ハローワークカードの写し、 退職辞令の写し、退職証明書等の原本のいずれか	公共職業安定所 又は 退職時の 勤 務 先	

(3) 本籍地及び続柄が記載されている住民票謄本

※ 家族の住所から転出している者（単身赴任や入学など）も本籍地及び続柄が記載されている住民票抄本を提出してください。

(4) 控除に係る証明書等（所得控除を希望する場合は、提出してください。）

障がい者がいる世帯・・・障害者手帳の写し

長期療養者がいる世帯（6か月以上の療養が必要な人）・・・

・直近6か月分の医療費等の領収書のコピー

・6か月以上の長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び診断書（※初診時期及び加療期間（今後の療養見込期間も含む）が明記されているものに限り。）

災害等の被害を受けた世帯・・・罹災証明書

注) 上記以外に財団又は学校が推薦・選考上必要と認めた場合、別途書類を求めることがあります。

2 申込書類の提出

各学校が定めた提出期日を守ってください。

注) 提出書類は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

3 奨学生採用候補者決定通知

令和6年12月に決定通知等を交付します。進学したときの手続きは「奨学生採用候補者決定通知」でお知らせします。

【 奨学生として採用されるためには 】

入学後、「誓約書・奨学金借用証書」等を進学先の学校へ定められた期日までに提出してください。（決定通知を受け取った後は、速やかに「保証人」を探してください。期日までに提出がないと、奨学生として採用されないことがあります。）

「誓約書・奨学金借用証書」には、必ず連帯保証人、保証人及び親権者に自筆で署名押印（連帯保証人と保証人は、実印の押印と印鑑登録証明書の添付が必要）してもらってください。

なお、修学支援奨学金を受ける方は別途「誓約書・奨学金借用証書」等の提出が必要になります。

~~※ 誓約書・奨学金借用証書提出時、予約採用候補者本人の戸籍抄本の提出が必要になります。~~

~~※ 連帯保証人は、県内在住の父又は母。父母がいない場合は、成年者のきょうだい又は未成年後見人になります。印鑑登録証明書の提出が必要になります。~~

~~※ 保証人は、本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外（離婚後の実父母も不可）の成年者で、申込時の貸与終了予定月において6.5歳以下（※）の有職者になります。住民票抄本・印鑑登録証明書の提出が必要になります。~~

※3年制の高校に通う場合・・・昭和37年4月1日以降生まれの者

~~※ なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、当財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等の回答を行うことに同意したとみなします。~~

【 奨学生になったら 】

奨学生としての自覚を持ち、それに見合うふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

【 奨学金の振込 】

奨学金の振込は、年3回に分けて（原則として7月25日、10月10日、1月10日。初年度の1回目の振込日のみ6月25日）振込予定日に予約採用者本人名義の預金口座へ振り込みます。修学支援奨学金の場合は、原則として直近の振込日に合わせて振込みます。なお、修学支援奨学金の

振込は一回限りの一括振込にて貸与終了となります。

【 奨学金の継続 】

原則として貸与期間中、奨学生としての状況を確認するために「奨学金貸与継続申請書」の提出があります。また、在学中に成績が著しく下がったり、学校内外の規律を乱す、停学などの処分があったときは、奨学金の交付を停止又は廃止する場合があります。

【 貸与が終了した時は 】

口座振替依頼書並びに奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の住民票を提出してください。奨学金は、先輩からの返還金をすぐに後輩の奨学金として貸し出す仕組みになっています。約束どおり必ず返還するよう心がけてください。

〈返還するには〉

- ◎貸与終了後、口座自動振替制度（ゆうちょ銀行（旧郵便局）又は銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、漁協、農協の口座振替）に加入して返還します。
- ◎返還方法は「月払い」のみとなっています。
- ◎返還期間は、標準修業期間貸与した場合、貸与終了後6ヶ月を経過後12年間で返還することになります。

〈返還が困難なときは〉（一年ごとに願い出ることが必要です。また、審査があります。）

- ◎大学などに進学して勉強を続ける場合、願い出により、在学中は返還が猶予されます。
- ◎卒業後に病気・災害・失業・未就職・やむを得ない理由などの事情で返還が困難になった場合にも、願い出により返還が猶予されます。（原則10年が限度です。）
- ◎死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出ることにより、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

【 その他注意事項 】

- ※ 記載された個人情報、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募された願書等は返却しませんので、ご承知おきください。
- ※ この「奨学生募集要項」は、令和6年6月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますので、ご承知おきください。

MEMO

奨学生予約願書の書き方記入例（表面）

◎ボールペンで記入してください。

◎書き損じた場合は、2本線で消し、訂正印を押して訂正してください。

修正液は使わないでください。

フリガナ	ジンザイ		ハナコ		※	写真		
氏名	氏 人材		名 花子		性別	男(女)		
生年月日	昭和・平成		年 月 日生 (満 歳)					
学校名	県立 育成 中学校 第3学年 B 組					4cm×3cm 写真裏にボールペンで学校名と名前を記入して下さい。		
申込種別	下記No.1～2の貸与希望項目に○印を付けてください。 No.1はNo.2は単独貸与、又は、併給貸与いずれも可能となります。							
	No.1 高校育英貸与奨学金(月額制)							
	No.2 修学支援奨学金(一括貸付)(修業年限を通じて1回限りの貸付)							
本人現住所 (実際に居住する住所)	〒() 沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3F				電話番号:(098) 000 000	携帯電話:() なし		
	☆電話番号がない場合は、『なし』と記入ください。							
家族の住所	〒(901-2221) 沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3F				電話番号:(098) 000 000	携帯電話:(090) △△△ △△△		
	☆電話番号がない場合は、『なし』と記入ください。							
生計を一にする家族の状況	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	所得の種類	※同居・別居(↓○で囲む)	収入・売上(税込)金額(万円)	所得金額又は課税前所得
		父	ジンザイ カズオ 人材 一夫	45	給与	同居/別居	209	0
		母	ジンザイ ナツコ 人材 夏子	42	その他	同居/別居		108
		祖母	国際 留子	70		同居/別居		
		姉	人材 桜子	21		同居/別居		
	↑ 同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段に分け記入する。					所得金額の計	(6)	108
	本人を除く就学者	続柄	氏名	年齢	学校名	学年	※通学別(↓○で囲む)	控除額(万円)
兄		人材 太郎	20	私立 育成大学	2	自宅(自宅外)	(7)	159
弟		人材 次郎	15	公立 育成中学校	3	自宅(自宅外)	(8)	17
						自宅・自宅外	(9)	
						自宅・自宅外	(10)	
					自宅・自宅外	(11)		

「生計を一にする家族の状況」欄

○「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。

※就学者は「就学者」欄に記入してください。

○「年齢」は申込み現在で記入してください。

○「別居」とは、勤務、その他の都合で一時的に家族と離れて生活していることです。その家族の住所を自宅とみなします。

「就学者」とは小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、盲・ろう・養護学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する人です。

(注) 幼稚園や各種学校(予備校等)など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

No.1～2の希望
高校育英貸与奨学

市町村発行の

「所得の種類」
ア「給与所得」
イ「その他」と

(1) 給与所得者

住所	宜野湾市
氏名	人材
令和 年	
令和 年分	
種類	
給与	収入
	所得
	公的年金収入
	雑(年金)
※以下余白※	

「収入・売上金額」
給与収入欄の数字

所得金額又は課税
収入金額に対応した

収入金額
0～329万円
330～400万円
401～878万円
879万円～

(注)・同一人で2種
てください。

・令和5年以降
み現在の「

「通学別」欄

該当する通学区分に○

項目に○印を付けてください。

年金（月額制）及び修学支援奨学金（一括貸付）は、いずれか又は両方を選択することができます。

「市町村県民税所得課税証明書」を参考に所得に関する項目を記入してください。

は、給与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。

とは、俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことで

は自由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・賃間代・地代・内職収入等のことです。

の場合

所得課税証明書	
住所 伊佐 3丁目4番1号 3階	生年月日
氏名 一夫	
令和 年度	所得合計 1,281,600円
令和 年度の所得の内訳(内容)	所得控除の内訳
金額	
(2,090,280)円	
1,281,600円	
()円	
0円	

を記入してください。(万円未満は切り捨て)

前所得欄
と所得金額を記入してください。(万円未満は切り捨て)

所得金額
0
収入金額(万円) × 0.8-262.6万円
収入金額(万円) × 0.7-222.6万円
収入金額(万円)-486万円

(2) 給与所得者以外の場合(営業所得、不動産所得、雑所得等)

所得課税証明書	
住所 宜野湾市伊佐 3丁目4番1号 3階	生年月日
氏名 人材 夏子	
令和 年度	所得合計 1,086,399円
令和 年度の所得の内訳(内容)	所得控除の内訳
種類	金額
給与 収入	()円
所得	0円
公的年金収入	()円
雑(年金)	0円
営業所得 (営業等)	1,086,399円
※以下余白※	

「収入・売上金額」欄
「収入・売上金額」欄は記入しません。

所得金額又は課税前所得欄
所得金額をそのまま記入してください。(万円未満は切り捨て)

種類以上の所得がある場合は、上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入

卒に就職、転職(開業・転業等を含む)し、所得証明書で向こう1年間の収入見込額を正確に算出できない場合は、申し込
年収(見込)証明書を参考に、年収を推算してください。

)をつけてください。

「進学希望」欄

○ 希望している学校をマルで囲んでください。

「家庭の事情」「奨学生としての決意と将来の夢」欄

○ それぞれの内容を具体的に記入してください。

進学希望	希望する進学先を○で囲んでください。					
	○ 高等学校		・ 専修学校(高等課程)			
《家庭の事情》(奨学金貸与を希望する理由)			《奨学生としての決意と将来の夢》			
以上のとおり記載事項に相違はありません。貴財団の奨学生として採用していただきたくお願いします。						
年 8月10日 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 殿 本人 氏名 人材 花子 						
連帯保証人	フリガナ氏名	ジンザイ カズオ 人材 一夫 <small>(本人と別の印を使用してください)</small>		※昭和・平成 (←○で囲む) 40年 5月10日生	続柄	父
	現住所	〒(901-2221) 沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3F			電話番号:(098) 〇〇〇 〇〇〇 携帯電話:(090) △△△ △△△ ☆電話番号がない場合は、『なし』と記入ください。	
	勤務先名	(株)〇〇〇印刷	部署	総務課	職種	事務

連帯保証人印は朱肉を使って鮮明に押印してください。

- 「連帯保証人」は「父又は母」。父母がいない場合は「成年者のきょうだい又は未成年後見人」が必要です。
- 奨学生として採用されたら、連帯保証人とは別に「保証人(本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外(離婚後の実父母も不可)の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下(※)の有職者)」が必要です。
※3年制の高校に通う場合・・・昭和37年4月1日以降生まれの者
- 「氏名」は必ずその人に自署してもらい、「印」を押してもらってください。

貸与月額と返還例（1年生の時から貸与を受け、満期終了後に返還する場合）

種別		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還回数	割賦金額	最終割賦金額		
		円	月	円	円	回(年)	円	円		
高等学校・専修学校 高等学校等課程等	国・公立	2年制	自宅	18,000	24	432,000	432,000	144(12)	3,000	3,000
			自宅外	23,000	24	552,000	552,000	144(12)	3,833	3,881
		3年制	自宅	18,000	36	648,000	648,000	144(12)	4,500	4,500
			自宅外	23,000	36	828,000	828,000	144(12)	5,750	5,750
		5年制	自宅	18,000	60	1,080,000	1,080,000	144(12)	7,500	7,500
			自宅外	23,000	60	1,380,000	1,380,000	144(12)	9,583	9,631
	私立	2年制	自宅	30,000	24	720,000	720,000	144(12)	5,000	5,000
			自宅外	35,000	24	840,000	840,000	144(12)	5,833	5,881
		3年制	自宅	30,000	36	1,080,000	1,080,000	144(12)	7,500	7,500
			自宅外	35,000	36	1,260,000	1,260,000	144(12)	8,750	8,750
		5年制	自宅	30,000	60	1,800,000	1,800,000	144(12)	12,500	12,500
			自宅外	35,000	60	2,100,000	2,100,000	144(12)	14,583	14,631
修学支援奨学金				220,000	220,000	144(12)	1,527	1,639		

【 返還開始時期 】

高校育英奨学金	在学する学校の標準修業年限の終わる月（貸与終了）の翌月から、6か月を経過した後に始まり12年以内に遅滞なく返還しなければなりません。
修学支援奨学金	貸与を受けた月の属する年度末が終期となり、貸与終了の翌月から6か月を経過した後に始まり12年以内に遅滞なく返還しなければなりません。

※ 返還についての留意事項

- 1 返還を怠った場合、貸与総額の一括請求を行う場合があります。
- 2 奨学生であった者及び連帯保証人（父母等）が返還を怠った場合、保証人（第三者）へ返還請求を行います。
- 3 滞納した期間に応じて、延滞金を加算します。
- 4 返還請求にもかかわらず支払いがない場合、法的措置により返還金を回収します。
- 5 割賦金額は、貸与総額に返還回数の144で除して得られる額とし、割賦金額に端数が生じたときは最終回で調整します。
- 6 奨学金の返還には預金口座振替制度に加入して頂きます。口座振替には別途、振替事務手数料（1回につき110円令和6年4月現在）が発生し、返還者の負担となります。又、振替事務手数料は将来において法定の消費税率又は金融機関の手数料が変更された場合、増減します。
- 7 残高不足により請求額を引き落とせなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。その際、振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。

奨学金 Q&A

★応募について

Q 1 他機関の奨学金も借りたいのですが、大丈夫ですか？

A 1 他の奨学金と当財団の奨学金の両方を借りることは認めていません。その理由は、奨学金といえども借金であることに変わりはなく、複数の奨学金を借りると、それだけ返還時における奨学生の負担が大きくなります。また、返還が困難になって滞納してしまうと、返還金を再び後輩の奨学金として貸し出す仕組み自体が行き詰まる恐れがあるからです。

ただし、複数の奨学金に申込みをすることは構わないので、他の団体と重複して採用された場合は、どちらの奨学金を希望するか選んでください。

なお、給付型の奨学金であれば当財団の奨学金との併用を認めています。

Q 2 今回の奨学生募集について見合わせようと思っているのですが、これからも奨学生の募集はありますか？

A 2 進学後においても、毎年4月に奨学生の募集（定期採用）をしていますが、予約採用は定期採用の前倒しという形になっています。つまり、進学に伴う金銭的な不安の軽減に加え、保証人探しに時間をかけることができます（予約採用：約4か月間、定期採用：約2週間）。ご自身の状況に合わせて奨学金制度をご利用ください。

Q 3 生活保護を受けているのですが、奨学金も借りられますか？

A 3 当財団では、生活保護受給世帯への奨学金の貸与を認めています。奨学金については、生活保護の実施機関（福祉事務所）から事前の承認を得られれば、生活保護における収入認定から除外されることがあります。しかし、生活保護の実施機関（福祉事務所）から承認を得ずに奨学金の貸与を受けると生活保護費の返還請求を受ける恐れがありますので、奨学金申請前に、生活保護の担当職員へ十分にご相談ください。

★保護者について

Q 4 母は専業主婦ですが、連帯保証人になれますか？

A 4 連帯保証人については、父又は母のどちらでもなることができます。ただし、貸与終了後の返還を考えると、仕事に就いている人が連帯保証人として望ましいです。

Q 5 父母がいない場合、生徒を扶養している者が連帯保証人になるのですか？

A 5 父母がいない場合は、以下の者だけが連帯保証人になることができます。

- (1) 成年者のきょうだい
- (2) 未成年後見人（家庭裁判所で認定された者）

★住所について

Q 6 父母は、必ず沖縄県内に住民登録している必要がありますか？

A 6 少なくとも父又は母のどちらか一方だけでも、必ず沖縄県で住民登録している必要があります。なお、生徒本人が県外へ進学しても差し支えありません。ただし、父母が県内へ居住していても、沖縄県で住民登録していない場合は、応募ができません。

★所得に関する証明書について

Q 7 令和5年以降に就職（転職）したのですが、市町村発行の所得証明書だけではなく、なぜ他の給与証明書も追加で提出しないといけないのですか？

A 7 所得証明書は過去1年間の所得が記載されていますが、その1年間に仕事が変わった場合、新しい仕事における正確な年収が算出できません。そのための補足資料として新しい職場から発行してもらった給与証明書が追加で必要になります。

Q 8 市町村が発行する所得証明書ではなく、源泉徴収票等が手元にあるので、代わりにそれを提出してもいいですか？

A 8 源泉徴収票等だけでは判らない副収入（不動産所得、農業所得、雑所得等）の有無を確認するためにも、必ず市町村が発行する所得証明書の提出をお願いします。また、証明書等は、原本を提出してください。

★長期療養について

Q 9 家族が長期療養していますが、病院の領収書で所得を控除してもらえますか？

A 9 所得の控除を希望される場合には、証明書類を提出してください。長期療養の証明をするためには、領収書ではなく「入院、通院証明書」又は「診断書」（記載内容：療養期間及び通院頻度）原本の提出が必要です。また直近6か月分の領収書の写しも提出してください。

★振込口座について

Q 10 奨学金を振り込むための銀行口座は、県内又は県外のどちらで開設しても大丈夫ですか？

A 10 口座開設は県内外を問いませんが、生徒名義の口座を用意してください。ただし、ネットバンク、インターネット支店及び外国銀行は使用できません。

★採用後について

Q 11 連帯保証人（父又は母）以外に必要な人はいますか？

A 11 奨学生として採用されたら、連帯保証人のほかに「保証人（本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外（離婚後の実父母も不可）の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下（※）の有職者）」が必要になりますので、応募の際には事前に見通しを立てておいてください。

※3年制の高校に通う場合・・・昭和37年4月1日以降生まれの者

